

令和元年 8 月 14 日
全国健康保険協会

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、令和元年 6 月に行った懲戒処分を下記のとおり公表します。

記

| | |
|-------|--|
| 被処分者 | 支部職員 1 名 |
| 処分量定 | 減給 |
| 処分年月日 | 令和元年 6 月 7 日 |
| 事案の概要 | 被処分者は、加入者から提出された高齢受給者基準収入額適用申請書の処理を怠り、また、当該申請書を定められた保管場所以外に放置し、事務処理遅延を発生させた。 |

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。

以上